

本文中に記載がないものは、原則として、対象外となるため、費用無料、申込不要（定員の記載がないものも、当日、直接会場へ）。  
 □ 地区市民センター、出 口出張所、涯 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、□ 地域ミニユニアティセンター、活 市民活動センター

## 忘れずに納めましょっ

# 個人の市民税・県民税

あなたは  
どのタイプ？

市民税・県民税について、どのくらい存じですか。  
平成29年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送します。

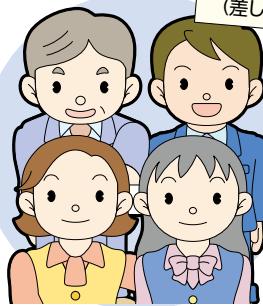
内容をご確認いただくとともに、意外と知らない市民税・県民税に関する知識を復習してみませんか。

普通徴収  
(納付書または口座振替)

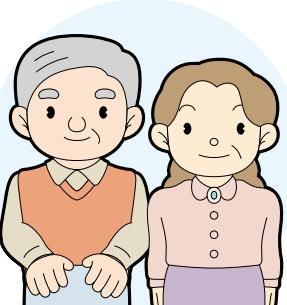


- 1 事業所得、不動産所得などの所得がある人

特別徴収  
(差し引きまたは引き落とし)



- 2 会社などで給与所得がある人



- 3 年金所得がある人

納付書や口座振替で  
納めてください

原則、給与から  
差し引かれます

原則、年金から  
引き落とされます

詳しくは

タイプAへ

詳しくは

タイプBへ

詳しくは

タイプCへ

※所得内容や年齢などにより、2つ以上のタイプで納付となる場合があります。

## タイプA

### 普通徴収

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替などで納めてください。

問 納税・税額決定通知書や課税明細書はいつ届くの？

答 65歳未満の人（※1）は6月1日、65歳以上の人（※1）は6月12日に発送予定です。

問 いつ納めればいいの？

答 6・8・10月、翌年の1月の年4回払い、または6月中に全額を納める一括払いでです。

問 どうやって納めればいいの？

答 市内に本・支店のある金

ペイジー納付とは  
パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングのインターネットバンキングや銀行ATMを利用し、金融機関の営業時間外でも納付できます。ペイジーの使い方など、詳しくは、次の各HPをご覧ください。  
 ▽ペイジーの使い方  
<http://www.pay-easy.jp/index.html>  
 ▽対応金融機関など 市HP。

## タイプB

### 給与所得に関わる 特別徴収

給与支払者（会社など）が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。

問 退職などで、給与の支払を受けなくなつた場合は

どうやって納めるの？

答 給与から差し引きできな  
替などで納めてください。  
税者が納付書または口座振替などで納めてください。  
ただし、次の場合を除きます。  
 (1)退職の際に、給与などから残りの税額を、納付書または口座振替などで納めます。  
 (2)会社などに再就職し、そこで引き継ぎ差し引かれる。

続

※1 平成29年4月1日現在。※2 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額等（※3）の金額。※3 総所得金額等 総所得金額（※4）、上場株式などに関する配当所得の金額（分離課税）、土地などに関する譲渡所得などの金額、株式などに関する譲渡所得などの金額、先物取引に関する雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額（純損失、雑損失などの繰越控除後の金額）。

